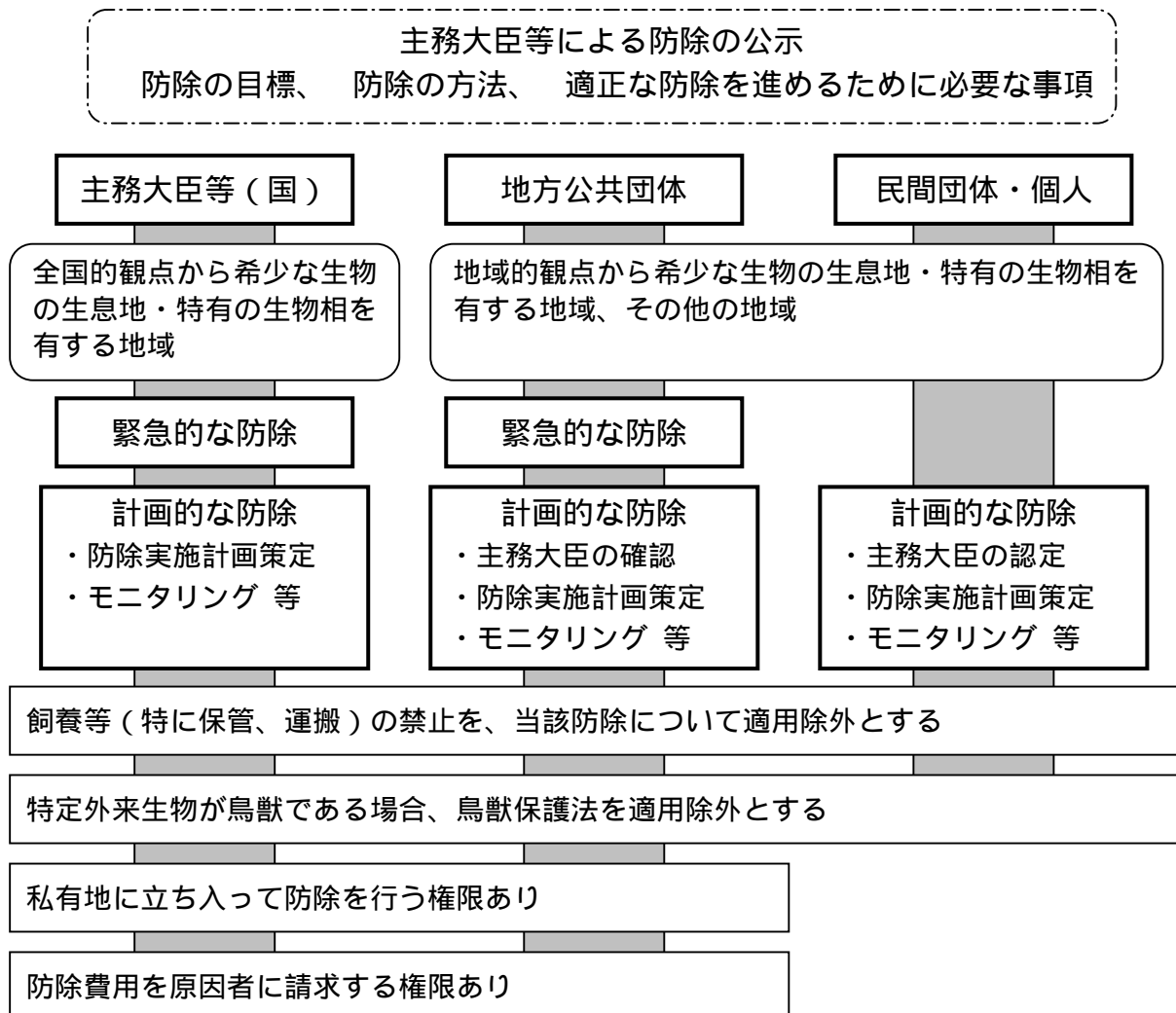


特定外来生物の防除について

【外来生物法に基づく特定外来生物の防除】

特定外来生物による生態系等に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行う。



【特定外来生物被害防止基本方針における防除の考え方（抜粋）】

特定外来生物が生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合、必要に応じ、防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行う。

地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体及び土地の所有者・管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要。